

四日市市障害者活躍推進計画

令和2年4月

策定の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律が一部改正され、地方公共団体の機関における障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となる障害者雇用対策基本方針の一部が改正されました。

この基本方針に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう四日市市障害者活躍推進計画を策定します。

これにより、障害者一人ひとりが、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、活躍の場が拡大されることを目指します。

四日市市障害者活躍推進計画

機関名	四日市市
任命権者	四日市市長、四日市市教育委員会、四日市市議会議長、四日市市代表監査委員、四日市市農業委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
障害者雇用に関する課題	令和元年6月1日時点において法定雇用率を下回ったことを受け、令和2年1月1日～令和2年12月31日までに法定雇用率を達成するため、労働局や公共職業安定所と連携し採用活動を行っている。今後も継続した採用活動を行うとともに、障害のある職員が活躍できる場を増やすための体制整備や各種取組の実施が必要となっている。
目標	
① 採用に関する目標	○計画期間中における当該年度の6月1日時点での雇用率が法定雇用率を下回らない。 (参考)令和元年6月1日時点の雇用率 2.10% (評価方法)毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
② 定着に関する目標	○離職者を出さないよう研修・面談等の職員配置後のフォローを行う。 (評価方法)採用者の離職状況を分析する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進するための体制整備	○障害者雇用推進者として人事課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任及び人事課内に相談窓口の設置を行い、庁舎内掲示等により周知する。 ○市全体のサポート体制(障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、担当保健師)を整備し、外部機関(労働局、公共職業安定所、その他支援機関等)と連携し、支援体制を構築する。

<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務選定・創出</p>	<p>○採用面談時に本人の要望や得意分野、障害特性等のヒアリングを十分に行い、配属部署や業務内容を検討する。</p> <p>○本人との面談や希望を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、新たな職務について検討する。</p> <p>○特別支援学校の生徒等を対象とした職場体験実習の実施を通じて、受入部署の開拓や職務選定・創出を図る。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○採用後に職場への一般的な研修及び職員の特性に応じた職場研修を公共職業安定所等と連携して行う。</p> <p>○職員の特性に応じた休憩場所の提供を行う。</p> <p>○相談窓口への相談や関係機関との連携、定期的な面談を行うことによつて、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>○勤務形態について、短時間勤務を選択できるようにすること、体調等に合わせ勤務時間や週休日を変更できるようにすること等、柔軟に対応する。</p>

4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
--------	--